

広報ごしょがわら広告掲載事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、広報ごしょがわら（以下「広報」という。）に広告を掲載することに関し、五所川原市広告掲載要綱（平成20年五所川原市告示第7号）及び五所川原市広告掲載基準（平成20年2月1日付け五管発第120号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載位置)

第2条 広告の掲載位置は、市の指定した位置とする。

(広告の規格、掲載料等)

第3条 広告の規格、掲載料等は、別表のとおりとする。

(広告掲載者の募集)

第4条 広告掲載者の募集は、広報、市ホームページ等を通じ公募により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告掲載の申込みは、広報ごしょがわら広告掲載申込書（様式第1号）に広告図案を添えて、掲載を希望する号の発行日の前月の21日（その日が市の休日に当たるときは、その休日前直近の平日）までに行うものとする。この場合において、広告図案作製経費及び申込みに係る経費は、広告掲載者の負担とする。

2 1回の申込みで複数回分の掲載を申し込む場合は、初回掲載号と同一の年度内に発行する広報への掲載分を申し込むことができる。

(広告掲載の決定等)

第6条 市長は前条の申込書を受理したときは、募集期間終了後、内容を審査し広報ごしょがわら広告掲載決定通知書（様式第2号）及び広報ごしょがわら広告不掲載決定通知書（様式第3号）により、その可否を通知する。

2 申込件数が募集枠数を超えた場合は、先着順とする。

(広告掲載料の納入)

第7条 広告掲載料は、掲載決定後、市長の指定する期日までに納めなければならない。

(広告掲載の取りやめ)

第8条 広告掲載者は、広報ごしょがわら広告掲載取りやめ申出書（様式第4号）を提出し、広報への広告掲載の取りやめを申し出ることができるものとする。

2 前項の規定により、広告掲載を取りやめたときには、すでに納付した広告掲載料は返納しない。

(広告掲載の取り消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 広告掲載者が広告掲載料を期日までに納入しなかったとき。

(2) その他広報への掲載上支障があると認められるとき。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(別表)

種類	規格（縦×横）	色数	広告掲載料／回
0号	263mm×179mm	1色（黒）	180,000円
1号	101mm×179mm	1色（黒）	72,000円
2号	48mm×179mm	1色（黒）	36,000円
3号	48mm×88mm	1色（黒）	18,000円

* 1回の申込みで6回以上の掲載を申し込む場合、一括前納に限り、広告掲載料合計額から1割を減じることができる。

附 則

この要領は、平成20年5月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年9月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年3月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年8月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年11月25日から施行する。